



『法律的事とはわかりません』！？

これは、会社が言ったことです！

7月19日付けの大阪第一・第二運輸所運転科の掲示に「8月の運転計画見直しに伴う8月分の勤務指定方について」の掲示が出ました。

組合は、掲示の「予備月となる者は、休日及び休暇、研修、出張等を除き一旦空欄で発表し、臨時列車を担当する行路が確定し、準備ができ次第、あらためて8月分の勤務指定表にて発表する」のは憲法、労働基準法と就業規則に違反するもので支社に抗議を行いました。

その中で、支社の人事課深谷係長は「**法律的事とはわかりません**」と答えました。

現場の運転科長は、「急遽の減便で徹夜で行路を作成している」と説明しましたが憲法、労働基準法、就業規則に違反して良い理由にはなりません。

会社は、普段から「マニュアル厳守しろ！ルールを守れ！規律規範！」を強く言ってきました。会社自らが襟を正すべきではないでしょうか。

会社は、憲法・労働基準法・就業規則を厳守すべきである。

25日の勤務発表で空欄では生活設計が立たず最低限度の生活を有せない。

- ・憲法第25条…すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ・労働基準法第1章1条…労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなくてはならない。
- ・労働基準法第15条…使用者は、労働者に対し賃金・労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。
- ・労働基準法第89条…就業規則を作成、必ず記載しなければならない事項（始業及び終業時刻、休憩時刻、休日、休暇）。
- ・就業規則第55条…社員の勤務は、毎月25日までに翌月分を指定する。

会社なら、自らの都合で憲法・労働基準法・就業規則に違反しても良いのでしょうか？

勤務表は空欄でなく、全ての勤務指定を行うこと！！